

宮監第229号  
令和3年10月14日

請求人 (略) 様

宇都宮市監査委員 小林 陽 夫

同 福田 栄

同 塚田 典 功

同 山崎 昌 子

#### 住民監査請求について (通知)

令和3年9月15日付で收受いたしました地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）につきまして、令和3年7月13日付の請求と同一内容であることから、下記の理由により却下します。

#### 記

法第242条第1項において、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添えて、監査委員に対して、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができることを規定している。

この「財務会計上の行為又は怠る事実」とは、法第242条第1項において規定されている内容を指し示す用語である。具体的には「財務会計上の行為」とは、①公金の支出②

財産の取得、管理若しくは処分③契約の締結若しくは履行④債務その他の義務の負担のことであり、「怠る事実」とは、①公金の賦課若しくは徴収を怠る事実②財産の管理を怠る事実のことである。

本件請求は、東西基幹公共交通の整備に関する事業（以下「本件事業」という。）に係る令和2年度の支出（以下「本件支出」という。）という財務会計上の行為に触れている記述はあるものの、その内容は本件事業について中断・中止を求めるものである。

本件事業の推進は、総合的な判断を前提とする宇都宮市の行政施策そのものであると考えられる。あらゆる行政施策は実現の過程で公金支出その他の財務会計上の行為を伴うが、その原因となる行政施策を住民監査請求の対象とすることは、財務会計上の行為に限定されている住民監査請求の制度の趣旨を逸脱する。

本件請求が適法な住民監査請求であるためには、本件に係る財務会計上の行為が違法・不当であることを記述すべきところ、本件請求には、そのことについての格別の記述がなく、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計上の行為の違法性・不当性が客観的に示されているとはいえず、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実についての請求であるとは認められない。

また、同一人からの同一内容の住民監査請求については、昭和62年2月20日最高裁判決において、先に住民監査請求の対象とした行為等を対象として再度の住民監査請求を行うことは許されていないものと解するのが相当であるとされている。

以上により、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たさないものと判断する。